

千葉学習塾協同組合のみなさまへ 集団扱損害保険のご案内



損保ジャパン日本興亜

集団扱損害保険制度は、会員の皆様にとって一般の契約より有利な条件でご契約いただける制度です。メリットや取扱保険商品をご案内いたしますので、この機会に損保ジャパン日本興亜の集団扱損害保険をご利用いただきますようお願いいたします。

◆ご契約いただいた場合のメリット

一般でのご加入より約5%割安な保険料でご契約いただけます！

一時払のご契約では、一般でのご加入より5%割安(自動車保険集団扱年一括払による割引)。月払のご契約では5%の分割割増がかかりません。

さらに自動車保険の場合は、他の保険会社、JA共済・全労済等からの切替でも、無事故による割増引(ノンフリート等級)はそのまま継承できます。(※一部共済で継承できないものがあります。)

◆お取り扱いできる保険(例)

自動車事故に備えて



- 個人用自動車保険「THEクルマの保険」
- 一般自動車保険(SGP)

貯蓄と補償を兼ね備えて

- 積立傷害保険「THEケガの積立保険」
- 積立火災保険「THEすまいの積立保険」
- 年金払積立傷害保険「THEみらいの積立保険」

住宅、家財の災害に備えて



- 個人用火災総合保険「THEすまいの保険」
- 地震保険*

*上記火災保険にセットしてご契約いただけます。



集団扱制度では、ご契約者および被保険者(自動車保険の場合は「記名被保険者」および「車両所有者」)について一定の条件がございます。このため、その条件を備えていない方につきましてはご契約いただくことができません。

<ご契約者の範囲>

- ①集団ご自身
- ②集団の役職員の方
- ③集団の構成員の方
- ④集団の構成員の役員・従業員の方

<被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲(自動車保険の場合は「記名被保険者」)>

- ①ご契約者
 - ②ご契約者の配偶者
 - ③ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
 - ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族
 - ⑤ご契約者の役員・従業員
 - ⑥ご契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族*(⑥は火災保険のみ)
- *上記①から④までが保険の対象を共有または使用している場合に限りです。
- ※自動車保険の場合の「車両所有者」(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車の場合はその買主、1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車の場合はその借主をいいます。)は、上記①から⑤までの方、または、次の方に限りです。
- ◎ご契約者の役員・従業員の配偶者 ◎ご契約者の役員・従業員またはその配偶者の同居のご親族 ◎ご契約者の役員・従業員またはその配偶者の別居の扶養親族(ご契約者が集団または集団の構成員の役員および従業員の方となる場合は、「記名被保険者」または「車両所有者」は必ず「個人」となります。)

- ★このチラシは集団扱自動車保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ★集団扱契約として、ご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。
- ★ご契約の内容は、自動車保険の種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。

<取扱代理店>

株式会社 船橋保険事務所
船橋本町通り支店 担当:市原
〒273-0003
船橋市宮本1-21-10ベイステートYASUMA205
TEL:047-460-0320

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
千葉支店 千葉支社
〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4
TEL:043-243-3097 FAX:043-243-3065

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。